

## 久米こども園運営規程（特定保育所用）

（事業所の名称等）

第1条 社会福祉法人江原恵明会が設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 久米こども園
- (2) 所在地 津山市南方中1744-1

（施設の目的及び運営方針）

第2条 久米こども園（以下「当園」という。）は、保育や教育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 「当園」は、保育や教育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 「当園」は、「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年10月5日岡山県条例第47号。）」において定める基準及びその他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（利用定員）

第3条 「当園」の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（教育を必要とする3歳以上児。以下「1号認定子ども」という。） 15人
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 90人
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 40人
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 10人

（提供する保育等の内容）

第4条 「当園」は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえ幼稚園教育要領

(1) 及び保育所保育指針に基づき、特定教育・保育を提供する。

特定教育・保育（第7条に規定する時間において提供する保育及び教育をいう。以下同じ。）

- (2) 食事の提供

(職員の職種，員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種，員数及び職務内容は，次のとおりとする。

(1) 園長 1名 (常勤専従)

園長は，職員及び業務の管理を一元的に行い，職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに，利用乳幼児を全体的に把握し，園務をつかさどる。

(2) 主任保育士 1名 (常勤専従)

主任保育士は，地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに，園長を補佐し，保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 副主任保育士 2名以上 (常勤専従)

副主任は，主任を補佐し保育業務及び保護者支援や行事計画の取りまとめ，調整を行うとともに，円滑な業務運営について他の保育士への指導や，助言を行う。

(4) 専門リーダー 4名以上 (常勤専従)

専門リーダーは，専門分野の保育の実践について他の保育士への指導，助言を行う。

(5) 分野別リーダー 5名以上 (常勤専従)

分野別リーダーは，各担当分野毎に他の保育士への指導，助言を行う。

(6) 保育士 10名以上 (常勤専従)

保育士は，保育に従事し，その計画の立案，実施，記録，家庭連絡等の業務を行う。

(7) 看護師 1名 (常勤専従)

児童の健康状態を観察し健康管理等を行う。

(8) 栄養士 1名 (常勤専従)

利用乳幼児の発達段階に応じ，0歳児の離乳食，1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。

(9) 調理員 4名 (常勤専従1名、非常勤3名) ※常勤換算2名以上

栄養士の作成した献立に基づき，給食及びおやつを調理する。

(10) その他の職員は，園長の命を受け職務に従事する。

(秘密保持)

第6条 当園の職員及び職員であった者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(2) 当園は，小学校，他の特定教育・保育施設等，地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して，利用子どもに関する情報を提供する際には，あらかじめ文章により利用子どもの保護者の同意を得る。

(保育を提供する日)

第7条 保育を提供する日は，月曜日から土曜日までとする。ただし，年末年始及び祝祭日，その他警報が発令された時を除く。

また，1号認定においては学年末，学年年始，夏季，冬季休業を除く。

(保育を提供する時間)

第8条 保育を提供する時間は，次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむをえない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合

は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(3) 教育標準時間に係る保育時間

8時30分から14時までの範囲内で、保護者が教育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、

14時から16時30分までの預かり保育及び、7時から8時30分、16時30分から18時、18時から19時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第9条 「当園」の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた津山市に対し、津山市の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 「当園」は、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第10条 「当園」は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第11条 「当園」は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 1号認定子どもの、2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第12条 「当園」の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、津山市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 「当園」は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を

速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難訓練を実施するほか、2ヶ月に1回以上は消火訓練を実施するものとする。その他詳細は、「火災・地震並びに風水害防災マニュアル」による。

(虐待の防止のための措置)

第14条 「当園」は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため別に定める虐待防止マニュアルにより責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な設置を講じるものとする。

(記録の整備)

第15条 「当園」は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第16条 運営に関する重要事項説明書(別紙)を提供する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、2019年10月1日から施行する。

この規定は、2024年4月1日から施行する。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
給食費 (3歳以上児)	・主食費【1・2号認定こどもに係る幼児全員】 ・副食費【国の基準により保育料に含まれないため。※所得等の状況により減免される場合がある。】	月額1,500円  月額4,800円 (おやつ代を含む)
物品に係る費用	保育用品を購入した際	随時 実費
保護者会費	保護者会運営費	200円/月(6ヵ月分毎) 年2回 1,200円
日本スポーツ振興保険	保育所での負傷等の場合、医療費が支給される制度です。	年額 240円
その他実費	観劇や、入場料等行事に係る費用を負担していただくもの。	随時 実費

2 延長保育に係る利用者負担

- ・1号認定の方については、下記の延長保育を利用された場合は延長料金が発生します。  
新2号認定を受けている方については、①③が無料になりますが申請が必要です。

① 14:00～16:30	1回400円、最大12回まで/月
② 16:30～18:00	1回200円、最大12回まで/月
③ 8:30～16:30	1回800円 休業日(春夏冬年度) 土曜日
④ 18:00～19:00	1回200円、最大12回まで/月
⑤ 7:00～8:30	1回200円、最大12回まで/月

- ・2号認定こども及び3号認定こどものうち保育短時間で認定を受けたもの

① 7:00～8:30	1回200円、最大3,000円/月
② 16:30～18:00	1回200円、最大3,000円/月
③ 18:00～19:00	1回200円、最大3,000円/月

- ・2号認定こども及び3号認定こどものうち保育標準認定を受けたもの

① 18:00～19:00	1回200円、最大3,000円/月
---------------	-------------------

- ・延長保育料については月締め実績に基づいて、200円×回数を集金させていただきます。
- ※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付する。
- ※ 集金方法は、以上の合計を毎月15日、中国銀行の口座より引き落としをさせていただきます。
- ※ 年齢は、各年度の4月1日現在の満年齢とさせていただきます。